

あま市建設工事共同企業体取扱に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あま市契約規則（平成22年あま市規則第39号。以下「規則」という。）の規定に基づき市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に関し、その適正な範囲と活用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「共同企業体」とは、市が発注する大規模で、かつ、技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的な施工を確保する場合等、工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(対象となる工事)

第3条 共同企業体に対して発注する工事は、大規模工事で、かつ、技術的難度の高い建設工事その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事で市長が定めるものとする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

(構成員の資格)

第5条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 市における入札参加資格を有し、かつ、現にあま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領（平成22年あま市訓令第44号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第199条第1項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項又は第174条の2第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。

- (6) 対象となる建設工事の公告の日から落札決定日までの間に、あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）第3条第1項の規定による排除措置を受けていないこと。
- (7) 対象となる建設工事の公告の日から落札決定日までの間に、建設業法第28条第3項及び第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (8) 発注する工事に対応する業種について、建設業法に基づく許可を受けた日からの営業年数が継続して5年以上あること。
- (9) 発注する工事と同種の工事について、元請業者として一定の実績を有すること。
- (10) 発注する工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (11) 発注する工事において、他の共同企業体の構成員でないこと。
- (12) その他個別の建設工事において必要と認める要件を満たすこと。

（構成の方法）

第6条 共同企業体の構成の方法は、あま市工事請負業者の格付に関する要領（平成22年あま市訓令第34号。以下「格付要領」という。）の規定により格付けされた等級において、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構成員を2者とする場合における代表者はA等級の者とし、その他の構成員はA等級又はB等級の者の任意結成とする。
- (2) 構成員を3者とする場合における代表者はA等級の者とし、その他の構成員はA等級2者、A等級及びB等級又はB等級2者の任意結成とする。

（公告）

第7条 市長は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 対象となる工事
- (2) 構成員の資格
- (3) 共同企業体の結成に関する事項
- (4) 入札参加資格審査申請の方法
- (5) その他入札について必要な事項

2 前項に掲げる事項は、あま市公告式条例（平成22年あま市条例第3号）第2条第2項に掲げる掲示場への掲示により公告し、その公告の写しを総務課において閲覧に供し、並びに市公式ウェブサイト及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC）へ掲載するものと

する。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率は、次に掲げる基準を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

(1) 構成員が2者の場合 30パーセント

(2) 構成員が3者の場合 20パーセント

2 共同企業体の代表者となる構成員の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

(入札参加資格審査申請)

第9条 共同企業体は、競争入札に参加しようとするときは、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)及び委任状(様式第3号)を添えて、指定する日時までに市長に提出しなければならない。

(入札参加資格審査)

第10条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、あま市制限付一般競争入札実施要綱(平成31年あま市訓令第3号)に定める資格審査の例により審査するものとする。

(存続期間)

第11条 共同企業体の存続期間は、入札の結果、落札した共同企業体にあつては当該工事の完了後、共同企業体の精算が完了するまでとし、その他の共同企業体にあつては当該工事の請負契約が締結された日までとする。

(調査及び指導)

第12条 市長は、共同企業体の適正な運営を確保するため、必要に応じて工事の施工体制及び運営状況について調査し、又は指導するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年9月20日から施行する。

附 則(令和3年訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

あま市長 様

（ふりがな）
共同企業体の名称

代表構成員 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

その他の 住所又は所在地
構成員 商号又は名称
代表者職氏名

その他の 住所又は所在地
構成員 商号又は名称
代表者職氏名

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

下記の工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公 告 日 年 月 日

2 工 事 名

3 路線等の名称

4 工 事 場 所

様式第2号（第9条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) あまし発注に係る 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所又は所在地

商号又は名称

住所又は所在地

商号又は名称

住所又は所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(商号又は名称) %

(商号又は名称) %

(商号又は名称) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は として、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、当企業体は、除名した構成員に対してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、発注者に引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協議書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 住所又は所在地
商号又は名称
代表者 職氏名 ①

その他の 住所又は所在地
構成員 商号又は名称
代表者 職氏名 ①

その他の 住所又は所在地
構成員 商号又は名称
代表者 職氏名 ①

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

あま市長 様

委任者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

委任状

私は、あま市における 工事の特定建設工事共同企業体の入札参加に際しては、下記の者を代理人と定め、入札、見積り、契約締結等に関する一切の権限を委任します。

記

受任者
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

（注）協定書におけるその他の構成員のみ作成すること。